


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、会計課				
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金を支給する令和3年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に関して、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。</p> <p>③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき一律5万円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>ひとり親世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月 8日 東京都から、実施に係る通知（令和3年4月7日付厚生労働省子ども家庭局長通知）を收受 令和3年4月15日 令和3年度補正予算（第1号）可決 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。